

～誰もが“人間らしく生きる権利”、“誰もが医療を受ける権利”があります～

無料低額診療事業のご案内



無料低額診療事業

無料低額診療事業とは、生活困難な方が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることの無いように、無料、または低額な料金で医療を利用していただくもので、社会福祉事業法に位置付けられた制度です



対象者の基準は？

この制度を利用することができるのは、当院で治療を受けておられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。

世帯収入が「生活保護基準額」の110%以内であれば全額、130%以内であれば半額の診療費が免除されます。

他の公的な制度（生活保護、福祉医療他）が利用できる場合は、そちらをお勧めすることになります。

医療費の支払いが、
困難な方は
是非、ご相談下さい

例えば

- 保険証がない方
- 短期保険証、資格証明書の方
- 失業などで、医療費の支払いが厳しくなった方
- 年金収入だけでは医療費の支払いが厳しい方
- 「医療費が払えない」と治療を受けずに悩むお知り合いがいる方
- 医療費の支払いをすると生活が困難になる方

出雲医療生活協同組合 出雲市民病院

【窓口】

出雲市民病院 受付、医療相談課にご相談下さい。
担当がお体や生活状況について伺います。

TEL: 0853(21)2722(代表) FAX: 0853(21)8101

E-mail: izumosimin@izumo-hp.com



具体的にどんな方が対象になるの？

【生活保護基準額】とは？

地域・年齢・世帯構成人数などによる基準額と、家賃・各種加算(例:障がい者加算)等を合計したものを算出します。当院ではこの生活保護基準額の月収130%未満の収入の方が、原則対象になります。具体例は以下をご参照下さい。

例1

65歳男性、独居。
出雲市在住。
アパート暮らし(家賃28,200円)
生活保護基準額:95,510円

110%(月収105,061円)未満
⇒全額免除
130%(月収124,163円)未満
⇒半額免除

例2

75歳男性、妻73歳との二人世帯
出雲市在住。
アパート暮らし(家賃34,000円)
生活保護基準額:126,860円

110%(月収139,546円)未満
⇒全額免除
130%(月収164,918円)未満
⇒半額免除

例3

55歳女性、長男30歳との二人世帯。
出雲市在住。
アパート暮らし(家賃34,000円)
生活保護基準額:134,430円

110%(月収147,873円)未満
⇒全額免除
130%(月収174,759円)未満
⇒半額免除

【申請に必要な物】 診療費減免申請書、収入の確認できる資料(給与証明、課税証明、年金振込通知書 他)、健康保険証の複写

- この制度は生活が改善するまでの一定期間(最長3か月間)の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、ご一緒に治療をすすめていきます。
- 対象となる診療費は当院での診療に限ります。院外処方による調剤薬局でのお支払い(薬代)、介護費用については対象になりません。
- 制度の適用にならない場合でもご一緒に打開の道が探せるようご相談に応じます。